

令和5年第2回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

令5.6.28 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
財務大臣，文部科学大臣
総務大臣

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に引き下げられましたが、学校では、手洗い等の手指衛生の指導などを引き続き実施することとされる一方、タブレットを使った授業も一層進められており、教材研究等の重要性が一段と高まっています。また、増加するいじめや不登校対策、貧困による教育格差など解消すべき課題が山積しています。さらには、学校現場の多忙化が社会問題化し、国も地方自治体も教職員の働き方改革を進めていますが、超過勤務の実態は、依然として解消には至っていないのが現状です。このことにより、教職員採用試験の低倍率や教職員不足が生じ、地方自治体では、教職員の確保が難しくなっています。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を確保し、豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。令和4年度からは、段階的に小学校において35人学級が実施されていますが、引き続き国においては、教育予算の確保が重要と言えます。

よって、国におかれては、令和6年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。中学校においても学級編制基準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。